

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	根拠条項	資料番号	19	担当課	林業政策課
		3		許認可等の内容		入会林野整備計画の認可
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年7月9日法律第126号)						
(目的)						
第一条 この法律は、入会林野又は旧慣使用林野である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る権利関係の近代化を助長するための措置を定め、もつて農林業経営の健全な発展に資することを目的とする。						
(入会林野整備の実施手続)						
第三条 入会林野整備は、その対象とする入会林野に係るすべての入会権者が、その全員の合意によつて、入会林野整備に要する経費の分担の方法、代表者の選任の方法、代表権の範囲、事務所の所在地等農林水産省令で定める事項を内容とする規約及び入会林野整備に関する計画を定め、その代表者によつて、当該計画書を当該入会林野の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その認可を受けて、行なうことができる。						
(入会林野整備計画の内容)						
第四条 前条の入会林野整備に関する計画 (以下「入会林野整備計画」という。) においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 1～5 略						
(関係権利者の同意及び認可の申請)						
第五条 第三条の認可を申請しようとする入会権者は、その代表者によつて、農林水産省令で定めるところにより、当該認可の申請に係る入会林野整備計画において定められた事項のうち前条第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。 2 前項の入会権者の代表者は、同項に規定する者の同意を求める場合には、それらの者に規約及び代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。 3 第三条の認可の申請は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添附してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) 第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添附することを要しない。 一～七 略						
4 前項第四号から第六号までに掲げる意見書は、第一項の入会権者の代表者が意見を求めた日から四十日を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添附することを要しない。この場合には、その意見書を得ることができなかつた事情を明らかにした書面を添附しなければならない。						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	根拠条項	資料番号	19	担当課	林業政策課
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	3	許認可等の内容	入会林野整備計画の認可		
<p>(審査及び公告等)</p> <p>第六条 都道府県知事は、第三条の認可の申請があつたときは、当該申請に係る入会林野整備計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした入会権者の代表者（以下「申請人代表者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の規定により第三条の認可の申請を適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、かつ、三十日以上相当の期間を定めてその決定に係る入会林野整備計画書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(異議の申出等)</p> <p>第七条 当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、前条第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日まで、都道府県知事にこれを申し出ることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けた場合には、当該異議の申出が同項に規定する期日後にされたものであるとき、その他不合法であるとき、及び当該異議の申出が理由がないときを除き、当該申請人代表者に対し、相当の期間を定めてその期間内に当該異議の申出をした者（以下「異議申出人」という。）との協議をすべき旨を命じなければならない。</p> <p>3 前項の規定により協議をすべき旨を命ぜられた場合には、当該申請人代表者は、次条第一項の規定による調停の申請をする場合を除き、前項の期間の満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林水産省令で定めるところにより、その協議の結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>4 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五条、同法第四十七条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項を除く。）は、第一項の規定による異議の申出について準用する。</p> <p>5 第二項の規定による処分又は前項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定については、同法による不服申立てをすることができない。</p> <p>(調停)</p> <p>第八条 前条第二項の期間の満了する日までに同項の協議をすることができなかつたとき、又はその協議がととのわなかつたときは、当該申請人代表者は、その満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、必要な調停を行なうべき旨の申請をすることができる。</p> <p>2～4 略</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	根拠条項	資料番号	19	担当課	林業政策課
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	3	許認可等の内容	入会林野整備計画の認可		
<p>(入会林野整備計画等の変更)</p> <p>第九条 都道府県知事が第六条第一項の規定により第三条の認可の申請を適当とする旨の決定をした後において当該入会林野に係る入会権者についての変更(入会権者の死亡を除く。以下この項において「入会権者変更」という。)があつたとき、又は第七条第二項の協議がととのい若しくは前条第二項の調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときは、当該入会林野整備計画につき第三条の認可を申請した入会権者(入会権者変更があつた場合には、その変更後のすべての入会権者。以下この条において同じ。)は、その申請人代表者によつて、都道府県知事に当該入会林野整備計画の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>(申請の却下)</p> <p>第十条 都道府県知事は、第七条第二項の規定により協議をすべき旨を命じた場合(前条第五項の規定による場合を含む。)において、第七条第三項に規定する期日までに同項の規定による報告がなかつたとき、同条第二項の協議をすることができなかつた旨若しくはその協議がととのわなかつた旨の同条第三項の規定による報告があつたとき、又は第八条第二項の調停が成立しなかつたときは、第六条第一項の規定により適当とする旨の決定をした第三条の認可の申請を却下しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則(昭和41年8月10日農林省令第43号) (規約の内容)</p> <p>第一条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(以下「法」という。)第三条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～六 略</p> <p>(入会林野整備計画の内容)</p> <p>第二条 法第四条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、入会権者で同項第三号の権利を取得させるべきこととされていないものがある場合には、その旨及びその理由とする。</p> <p>(処分の制限がある入会林野)</p> <p>第三条 法第四条第五項の農林水産省令で定める処分の制限がある入会林野は、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)、人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)その他の法律の規定により処分の制限があるものとする。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	根拠条項	資料番号	19	担当課	林業政策課
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	3	許認可等の内容	入会林野整備計画の認可		
<p>(入会林野整備に係る関係権利者の同意)</p> <p>第四条 法第五条第一項の規定による同意は、当該入会林野整備計画において定められた事項のうち法第四条第一項第四号又は第五号に掲げる者に係る部分を記載した書面への記名押印によつてしなければならない。</p> <p>(入会林野整備計画の認可の申請)</p> <p>第五条 法第三条の認可を申請する場合において、法第五条第三項の規定により申請書に添附しなければならない書類のうち入会林野整備計画書及び第三項第五号に掲げる図面の提出部数は、それぞれ、二通とする。</p> <p>2～3 略</p> <p>(入会林野整備計画の審査の結果等の公告)</p> <p>第六条 法第六条第四項の規定による公告は、同項の規定により縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所を記載してするものとする。</p> <p>(入会林野整備に係る協議の結果の報告)</p> <p>第七条 法第七条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事（法第十八条の規定により農林水産大臣が処理することとされる入会林野整備にあつては、農林水産大臣。次条及び第十条において同じ。）に提出してしなければならない。</p> <p>一～二 略</p> <p>(入会林野整備に係る調停の申請)</p> <p>第八条 法第八条第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出してしなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>(入会林野整備計画の変更)</p> <p>第九条 第四条の規定は、法第九条第三項の規定による同意について準用する。</p> <p>2 第五条第一項及び第三項（同項第一号を除く。）の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による変更の申請について準用する。</p> <p>(規約等の変更の届出)</p> <p>第十条 法第九条第六項の規定による規約又は代表者の変更の届出は、変更の内容（代表者の変更にあつては、変更前及び変更後の代表者の氏名及び住所）及びその理由を記載した届出書を都道府県知事に提出してしなければならない。</p>					